

《論 文》

会計制度を支える信頼と制度的正統性

岡 本 紀 明

Trust and Institutional Legitimacy in Accounting
NORIAKI OKAMOTO

キーワード

会計における客観性 (objectivity in accounting), 間主観性 (intersubjectivity), 信頼 (trust), 制度的正統性 (institutional legitimacy), 会計基準設定 (accounting standard setting)

1 はじめに

わが国でも個人投資家による市場参加が活発になり、投資家の取引規模を示す東証の昨年の売買代金は、600兆円を超えて過去最高となった。その一方、このところ上場企業の粉飾などによる決算数値の訂正が相次いで生じており、会計および監査制度に対する不信が増大しつつある。これら会計スキャンダルが生じる理由のひとつとして、金融技術等の発達により企業取引を複雑に仕組むのが可能になった点に加えて、割引現在価値など経営者の主観的な見積りを容認する会計基準が徐々に導入されている点が挙げられる。そのような背景のもとで、会計情報の客観性がますます曖昧になり、近年、会計情報をめぐる客観性と主観性の位置付けに関する議論が見られる。

本稿はこのような状況を鑑みて、会計情報の主観と客観をめぐる対立軸に焦点を当て、信頼という観点から会計制度設計に対する考察を加えようとするものである。本稿の構成は、以下のとおりである。次節では会計不信の問題を提起し、本稿の問題意識にさらに言及する。第3節では、会計における主観と客観の対立に関するこれまでの議論を整理する。それを踏まえて第4節では、主観と客観の狭間における中庸概

念としての間主観性を提示する。第5節および第6節では、間主観的な概念として信頼を取り上げ、特にわが国における会計基準設定全般に対する考察を加える。第7節では、本稿の結論と課題に言及する。

2 蔓延する会計不信

昨今、株価連動型報酬の割合の増加や敵対的買収の恐怖の増大が、経営者に対し短期的に株価の上昇を追い求めるプレッシャーを与えている。そのようなプレッシャーは、企業が利益操作¹⁾やクリエイティブ・アカウンティング²⁾を行う大きな要因となっていると予想される。また、金融・情報技術の発達が取引の複雑化をもたらしした結果、巧妙に会計基準の抜け穴を探

1) 利益操作 (Earnings Management) の定義自体、確固としたものが確立されているわけではない。例えばGiroux (2004) は、Earnings Management は「保守的会計→節度ある会計→攻撃的会計→粉飾」という連続帯をなすとの見方を提示し、中でも攻撃的会計と粉飾が機会主義的であり、問題であると主張する (Giroux (2004), pp. 3-4)。本稿でもこの主張を参考に、基本的には利益操作を望ましくないものと認識する。日本語による表現も利益調整、利益管理もしくは単にアーニングス・マネジメントと様々であるが、本稿では一貫して利益操作と表現する。

し、望ましい会計数値を仕組むことが可能になった。そういった状況において、行き過ぎた利益操作により引き起こされた問題が、一連の会計スキャンダルとしてまず米国で明るみになった。中でもわが国で特に有名なものは、2001年に起こったエンロン事件だろう³⁾。当事の米国における過度な利益操作や攻撃的⁴⁾な会計報告は、何もエンロンに限ったものではなかった。2001年以降、様々な企業による同様の問題が指摘された⁵⁾。

特に、2001年から2002年にかけて複数の大企業による会計スキャンダルが明るみになった。それら企業の中には、倒産に追い込まれたものが複数あり、その間起こった倒産のうち、歴史上2002年までに起こった米国企業の倒産規模(倒産時直前の資産規模)トップ5のうち3社を占める。それらは、1位: World Com (1,070億

ドル)、2位: Enron (634億ドル)、5位: Global Crossing (255億ドル)である⁶⁾。会計スキャンダルを発端としたこれらの倒産劇は、当時、米国全体に非常に大きな影響を及ぼしたのである。

目を国内に向ければ、わが国でもこのところ、日興コーディアルグループをはじめとして、上場企業による決算の訂正が相次いで生じている。決算訂正の増加は、投資家を混乱に陥れるのみならず、ひろく会計および監査制度に対する不信を蔓延させる危険性がある。図表1は、2006年後半に決算数値の訂正を行った企業である。

決算訂正の対象となった会計処理は、投資事業組合の連結範囲や退職給付引当金の見積りなど主観的判断が介入するグレーゾーンにあるものや、架空の売上計上等投資家を欺こうとし

表1 2006年後半に生じた決算訂正の例

時期	企業名	対象となった処理
6月	NEC	架空取引の発覚。開発費計上の判断基準の見直し
8月	東日本ハウス	退職給付引当金の過小計上
11月	インソライト工業	在庫の過大計上による不正な利益計上
	丸正	売上高の過大計上
12月	TTG	繰延税金資産や売上高の過大計上
	日興コーディアルグループ	特別目的会社の非連結による利益水増し
	東海染工	架空売上の計上
	安楽亭	固定資産売却損の計上時期の修正
	日本アジア投資	投資事業組合の連結範囲
	三井物産	海外子会社のナフサ取引に伴う損失
	NEC	ソフトウェアの売上計上

(出典: 日本経済新聞 2006年12月27日朝刊第17面を参考に加筆・修正したものである)

2) 原語はCreative Accountingであり、こちらもその定義自体が曖昧である。McBarnet and Whelan (1999), p. 99. Earnings Managementという表現がアメリカで用いられるのに対し、ヨーロッパではCreative Accountingと一般的に表現される。わが国においても、クリエイティブ・アカウンティングは利益操作や利益管理とほぼ同義に定義される場合もあれば、利害関係者の創造的活動に焦点を当てており、イノベーションを伴うという特徴も指摘される(澤邊(2005), 166頁)。本稿では、利益操作とクリエイティブ・アカウンティングを特に区別せずに論じる。

3) エンロン事件に関する詳細は、Powers et al. (2002), Healy and Palepu (2003), Swartz and Watkins (2003)等を参照されたい。Powers et al. (2002)は、SECの任命により、エンロンの財務諸表の修正や関連取引を精査すべく組織されたテキサス大学のWilliams, Powers教授を筆頭とした委員会による報告書であり、「Powers Report」と呼ばれている。

4) 財務報告が攻撃的(aggressive)であるとは、企業の現在の財政状態が、事実上や主要な実務指針等で明確に表現されない場合、財務諸表作成者もしくは監査人にとって最も望ましく企業の状態を描写するような報告・開示手段を選択することとされる。Psaros and Trotman (2004), p. 82.

た意図が少なからず含まれているものもある。特に後者の意図的な不正を未然に防げなかったのは、会計監査や内部統制の不備が要因であると考えられる。実際、わが国の監査および内部統制に関する規制の厳格化が着々と進められている⁷⁾。

投資家の不信を払拭するため、監査および内部統制の厳格化は必要であると思われる。また、悪質な粉飾を行った企業やそれに加担した会計監査人の責任を追及するのも必要であろう。しかしながら、性悪説に立って規制の厳格化のみを進めるだけでなく、会計基準など会計制度にも目を向けて議論するべきではないだろうか。事実、米国ではエンロンやワールドコムといった会計スキャンダルが発覚して以降、監査や内部統制に内在する問題も同様に認識されたが、並行して会計制度の改革にも視点が向けられた。SEC等による入念な検討の結果、米国では、会計基準を複雑な規則に基づく細則主義から、より原則に基づく原則主義へ移行する考えを表明し、会計基準設定に反映させている。

このような米国の動きを契機として、財務諸表作成者に対して、より多くの規則を課す（細則主義：客観性重視）か、それとも従来の原則に依拠して財務諸表作成者や監査人の主観的判断に依拠する（原則主義：主観性重視）かの議論が世界的に活発になった⁸⁾。企業取引と会計基準の複雑化、さらには主観的な割引現在価値

などの導入拡大の背景も相俟って、財務諸表が映し出す会計情報の客観性とは何であるかの論争が再燃したのである。

3 財務会計における主観と客観の対立軸

本稿で対象とする議論のレベルは、具体的な会計処理に関するものではない。すなわち、例えば特定の資産測定について、主観価値もしくは客観価値を導入すべきかという規範的な主張をなすものではない。むしろ本稿は、より根本的に、会計情報をどう捉えるかというスタンスについて考察を加えようとするものである。

これまでの先行研究を分析すれば、特に近年の議論は、一方では会計情報は本来主観的なものであるという主観主義的な主張が提示され、他方では会計情報は企業や取引の真実や実質のある程度描写し得るという主張が提示される。換言すれば、会計情報は完全に客観的なものを描写し得るという主張は見られないが、客観性を全く否定するのか、それともある程度は確保できるという立場を選択するのかという点において対立軸が生まれているようである。以下では、それぞれの立場を相対的に分類し、主張を見ていくことにする。

3・1 会計情報は本来主観的なものである

こちらの立場は、会計における客観的な真実性や実質の存在には否定的な見解を示し、会計における真実など存在しないとさえ考え得る。

まずTinker (1991) は、「表現の忠実性を追い求めることは、無駄である。なぜならそこには何も存在しないからである⁹⁾」とまで言う。またHines (1988) は、実体は財務会計実務以前に存在するのではなく、特に財務会計実務と同時に反射的かつ相互的に生じるものであると述べ¹⁰⁾、我々が客観的であり真実な会計情報に接近する

5) 詳細はGiroux (2004) Table 2.1を参照されたい。

6) データは<http://www.BankruptcyData.com>から入手した。

7) 監査制度に関して、金融庁の金融審議会が監査法人の責任を追及すべく、課徴金制度に加えて刑事罰の導入も視野に入れた制度改革を検討している。また内部統制に関して、2009年3月期から粉飾決算を防止するため、企業経営者に社内の管理体制の自己点検を義務付ける「内部統制ルール」が導入される。

8) 例えば、オーストラリアの学術的会計雑誌であるABACUSが2006年に原則主義と細則主義に関する特集号（第42巻第2号）を組んでいる。

9) Tinker (1991), p. 303.

10) Hines (1988), p. 259.

可能性に否定的な見解を示す¹¹⁾。Morgan (1988) も、会計における実質は、観察者が選択する会計観により異なり、様々に構成され得るという認識論を提示した上で、単一の客観性基準を追求するのではなく、解釈的に会話 (conversation) と対話 (dialogue) のなかで捉えるべきと述べ¹²⁾、会計情報の主観的側面を強調する。

さらに、Macintosh et al. (2000) は、今日の会計はもはやいかなる客観的な実体や事象を描写するのではなく、自己言及的なモデルの中で超越的実体¹³⁾ (hyperreality) を繰り返し描写し続けると提示する¹⁴⁾。しかし、Macintosh et al. (2000) は会計における実体の描写を完全に否定するのではなく、時代の変化によって会計が変質し、過去には存在していた実体と描写との直接的な関係が、現在では見られなくなったと指摘するのである。

それでも総合的に見れば、こちらの立場は、客観的な会計情報の描写の可否は状況依存的であり、かつ描写する者の過去の知識や経験、関係性といったものにまで左右されるという主張をなす。そのため、会計情報の客観性の追求に関しては、積極的というよりはやや消極的な立場をとると思われる。このような立場を選択することが有用かどうかは、何を明らかにしようかという分析目的に依存するだろう。例えば、企業内部における特定の管理会計技法やそこから生み出される数値が、いかにして客観性を獲得していくかという分析目的を有する場合には、上記の立場は有用であると思われる。なぜなら、それは多様な企業に強制的に適用されるもではなく、比較的自由な環境のもとで制度化されていくものと考えられ、企業外部にとって

の客観性はさほど重要ではないと考えられるからである。一方、財務会計を対象とした場合、各企業は多様な企業を一律に対象とした会計規制に拘束されるのに加えて、生み出される会計情報は利害関係者に大きな影響を与えるため、ある程度客観的なものの存在とその反映を前提とすることが理想的であるし、必要であると思われる。

3・2 会計情報は企業の実質や真実をある程度客観的に描写するものである

こちらの立場は、上記の主観主義的な見解に否定的である。例えばMcSweeney (1997) は、客観性神話は、相対する立場を単に大げさに批判し、何も述べていないと異論を唱え¹⁵⁾、会計における実体は、それ自身独立して存在しているわけではないが、相互に区別できない状態で存在しており¹⁶⁾、客観性の追求は規制の理想として必要であると述べる。

Mattessich (1991) は、客観的側面を考慮して会計における実質を捉える。それによれば、「形式」対「実質」という時、それは「物的実体」対「概念的表現 (「社会的実体」)」の構図を意味する¹⁷⁾。収益や資本といった項目は、社会的実体として、ある程度客観性を獲得するものであると主張される。この主張の背景にあるのは、実体にも複数の階層が存在するという「玉葱モデルの実体観」に基づくものである¹⁸⁾。Mattessich (1995) はそれを発展させ、概して会計を応用科学として捉え、物的実体と社会的実体の両方を認識する存在論的見地に立つ条件付規範的会計方法論を提唱する¹⁹⁾。さらにMattessich (2003) は、Macintosh et al. (2000) は

11) McKernan (2007), p. 168.

12) Morgan (1988), p. 484.

13) 超越的実体とは、象徴やイメージ等を指し示す幻影 (simulacrum) の繰り返しの様相を指し示し、反映すべき実体と反映との関係性が内破している状態である。Macintosh et al. (2000) は主にBaudrillardの主張に依拠したものである。

14) Macintosh et al. (2000), p. 13.

15) McSweeney (1997), p. 693.

16) McSweeney (1997), p. 703.

17) Mattessich (1991), p. 14.

18) 形而上学的な物体としての究極の実体とは異なる属性を持つ (物理化学的、生物学的、心理学的、社会的実体レベルの) 高次の実体が存在し、それぞれの実体は、階層として玉葱の皮のように例えられる (Mattessich (1991), p. 6.)。

存在論的問題と会計上の測定に関する問題を混同していると批判する。加えて、会計上表すべき実体が存在しないと仮定するならば、我々は望ましい会計数値とそうでない会計数値を区別する規準を有さないことになる²⁰⁾と主張する。

Shapiro (1997) は、会計における主観と客観の対立は、会計実務に関する建設的な対話を妨げると危惧し、Searleの理論に依拠し、会計の哲学的前提を示した上で、客観性を支える3つの原則を挙げて、プラグマティックな見解を提示する²¹⁾。Shapiroが提示する哲学的前提は、外的実在論を肯定しているため、Mattessichの主張と共通点を見出すことができる。

同様にSearleに依拠して主観と客観の対立軸の解決を図ろうとするのがMouck (2004) である²²⁾。Mouck (2004) は、Searleの理論に基づき、企業の経済的活動は会計制度の存在以前に存在することが可能であるため、厳密に言えば、我々は経済的実体の報告を構成する際に、経済的実体を創造しているわけではないと主張する²³⁾。その一方、会計数値は存在論的には全く主観的でありながら、同様に主観的なゲームのルールとしての会計ルール（複式簿記を基礎とした）に従った結果、認識論的には客観的なものであると主張する²⁴⁾。

以上、会計における客観性の存在を肯定的に

認める立場を整理した。若干の相違はあるものの、こちらの立場は主に哲学的考察を参照しつつ、会計における客観的な真実性や実質といったものの存在を認め、その描写を支持する。

しかしながら、この立場に批判が無いわけではない。例えばMcKernan (2007) は、Mouck (2004) を槍玉に挙げて、あまりにも哲学的な理論の構図に囚われる点を危惧し、以下のように皮肉る。「Searleが示す事物に内在する特質と観察者相対的な特質の区別は、会計理論家の想像を明らかに掻き立てるものであるが、会計実務において、そのような区別は全く必要性をなさない²⁵⁾。」。さらに、Searleのような表象主義者によるレトリックはもはや時代遅れであり、我々は間主観性の中に会計実務が存在することを認識しつつあると述べる。

ところが、McKernan自身、間主観性とは何かを殆ど述べてはいない。さらに、Searleの根幹をなす集合的志向性という概念は、集団内の個人の主観における客観的側面を捉えようとした間主観的な概念であると思われる。集合的志向性とは、端的に言えば、我々が何かすることの一部としてのみ何かをしようとしている状態を指す²⁶⁾。Ordeltide (2003) の主張では、Searleの集合的志向性の概念は、信念を包括する集合的な合意や共通の理解と認識されているようである²⁷⁾。

結果として、会計における主観と客観の対立軸は、両者の中庸概念としての間主観性によって表面的には収束すると考えられるが、間主観性とは何かは曖昧なままである。そこで以下では、そこから一步踏み込んで、間主観性の特質がいかなるものか探ってみることにしたい。

19) 条件付規範的会計方法論の特徴として、(1)異なる個人もしくは集団が多様な目的を有する、(2)一定の状況における根本的規範や価値判断に基づく手段を導き出す、(3)特定の目的を考慮した上で、それを満たすための効率性や効果を測定する点が挙げられている。

20) Mattessich (2003), p. 467.

21) Shapiro (1997), p. 166.

22) Mouck (2004)やSearle (1995)の主張については、岡本 (2006)を参照されたい。

23) Mouck (2004), p. 533.

24) Mouck (2004)は、Mattessich (1995)が提示する会計目的とは、理念のおよび政治的目的観と複雑に絡み合い、時には衝突する可能性があるとして、その不備を指摘するが、会計における客観性の存在を認めようとする意図については共通点を見出すことができる。

25) McKernan (2007), p. 178.

26) Searle [1995], p. 23.

27) 典型的にそのような合意状態は、合意という心的行為によりもたらされ、かつ何が合意されているのかについての表明、もしくは主たる心証となる考え（集団の他の構成員の合意等）に基づくものである。同様に、個人による合意も概して志向的である。Tuomela [2003], p. 104.

4 主観・客観の橋渡しとしての間主観性

間主観性の概念は、経済学においては主流というよりは異端としての位置付けであるが、2002年にFullbrookが『経済学における間主観性』という編著書を刊行している。その中で、Davis (2002) が間主観的なエージェントとは何かに言及しており、ここでもその主張に焦点を当てることにはしたい。

Davis (2002) によれば、間主観的なエージェントは、経済学的個人主義と社会決定主義の中間に位置付けられる第3の領域に属する²⁸⁾。Davis (2002) はTuomelaに依拠し、間主観性を有する個人はそれぞれ属する集団が共有する意図を有し、社会的に埋め込まれていると主張する²⁹⁾。集団が擬人的に意図を有するわけではなく、個人としてのエージェントのみが自身の信念や態度とともに、「我々としての態度 (we-attitude)³⁰⁾」を有し、同じ集団に属する他者が同じものを共有していると信じている。「我々としての態度」は、属する集団ための意識を含んでおり、エージェントに規範的に作用する。Tuomelaによれば、個人は「私としての態度 (I-attitude)」も有するが、主に我々としての態度が集合的に容認されることにより、社会的制度のシステムが構成される。換言すれば、集合的に容認された我々としての態度が変われば、同様に社会的制度も変化することになる。この理論に従えば、エージェントが具備する集団のための意識が、「しなければならぬ」という規範的な特性を生み出し、個人の行為に理由を与え、結果として社会的制度を構成する。

さらに、Tuomelaは間主観的なエージェント

が具備する集団のための意識を構成する2つの規範性を区別している。それらは、制裁が伴う規則的規範と（適切な）社会的規範である³¹⁾。

規則的規範とは、権威に基づく規範とも呼ばれ、形式的もしくは非形式的であり、直接的もしくは間接的に集団によって集合的に権限を与えられた合意形成に基づき、事物に新たな機能が付与されるものであり、基本的な制度設計、すなわち法律や会計基準がこれに該当する³²⁾。この規範は、形式的もしくは非形式的（言葉に表されるのみなど）な形をとるが、基本的には文章化・概念化され、集団が準拠することになるものである。規則的規範には、権限を有する政府や類似する機関により、公式の手続きによって決定されるものが含まれる。規則的規範の逸脱に対する制裁は、明文化されているものもあり、例えば、法律違反に対する罰則等がそれに該当する。また、規則的規範の確立には、合意形成が重要な位置づけを示す。

その一方、社会的規範とは、当の集団において、相互に規範的に行動することが期待されるものであり、しばしば明文化されず、おそらく言語的にも表現されない潜在的かつ暗黙的なものである³³⁾。社会的規範には良否の価値判断が伴い、その逸脱に対し、しばしば制裁が加えられることになる。対する制裁も基本的に明文化されたものではなく、暗黙的な社会的疎外などを介して、結果的に制度変化として顕在化する³⁴⁾。社会的規範は、相互の信念としての抽象的な存在と位置付けられる³⁵⁾。また、社会的規範は慣習における社会化の過程で人々が備えるものだと指摘される³⁶⁾。基本的に社会的規範は明文化

28) Fullbrook (2002), p. 3.

29) Tuomelaの理論の会計制度への適用については、岡本 (2006) を参照されたい。

30) 我々としての態度は、我々としての意図 (we-intention)、我々としての希望 (we-wants) や我々としての信念 (we-belief) 等を包含する。Tuomela (1995), p. 38.

31) Tuomela (1995), pp. 16-22., Tuomela (2003), p. 138.

32) Tuomela (2003), p. 138.

33) Tuomela (2003), p. 138. しかしながら、社会的規範は語り継がれて教え込まれる性格を具備しており、時にはその内容が概念的構造ではなく事例によって与えられる側面がある。Tuomela (1995), p. 19.

34) Tuomela (2003), p. 156.

35) Tuomela (1995), p. 6.

36) Tuomela (2002), p. 165.

されないが、社会学者や他の社会科学者により表現され、例外的に見出され得る³⁷⁾。

Davisは、Tuomelaの提唱する規則的規範をシンプルに「規則」と、また社会的規範を「社会的価値」として置き換え、それらを備えた間主観的なエージェントからなる社会を提示する³⁸⁾。

5 間主観性、信頼および制度的正統性

Tuomelaの理論やそれに基づく上記Davis(2002)は、さらなる分析のための枠組を提供する。そこで、当該分析枠組を会計制度に当て嵌めてさらなる分析を加えることにしたい。まず「規則」は、主に明文化された会計基準や会計原則を指すと考えられる。それに対し、「社会的価値」は抽象的であり、時代と共に流動的に変化し得るだろう。そこで、現在の会計不信の問題を考慮して、「社会的価値」を信頼の維持という観点から考えることにしたい。信頼概念は、経済学や心理学など複数の学問領域において様々に定義され得るが、特に以下では、規範に基づく制度と信頼概念の連関を論じたKnight(2001)の論考に依拠する。

Knightによれば、現代社会は構成員が多様化した、多様性の社会であると特徴付けられる。そのように構成員が多様化した社会においては、より多くの利害対立が生じる。問題となる利害対立は、異なる規範を有する集団同士において生じるだけでなく、集合財の概念に対する違いをもたらす、集団内でも緊張関係をもたらす³⁹⁾。集団の構成員間の実質的な利害対立が増加すればするほど、同様に社会規範の内容をめぐる対立も結果的に増加する⁴⁰⁾。さらに社会規範の対立は、特定の集団が対立する規範には準拠しないという状況を生み出す。その結果、他

者が特定の規範に準拠しているのかの情報に対する確信が薄れ、自らも規範に準拠しない傾向を生み出し、悪循環に陥ることになる。このような見解は、行き過ぎた利益操作やクリエイティブ・アカウンティングおよび粉飾の蔓延が、会計制度の不信をもたらしている現況に重ねて考えることができるだろう。

こういった利害や規範の対立が生じやすい社会においては、信頼が制度に与える効果がますます重要になる。Knightは、信頼の最も重要な特質は、それが元来対人間におけるものであり、集団の構成員にとって一般的であり、かつ特定の個人の信念に左右されないものであると指摘する⁴¹⁾。制度と信頼に関して、第1に制度に準拠することにより個人に便益がもたらされている点に加えて、制度に参加する他者も協力して相互に有益になるような方法を選択しているという一般的な信念を各個人が抱いている点も重要になる。

現在の会計不信においては、特に後者の信念が脅かされていると考えられる。なぜなら、一部の企業による会計制度の濫用が、投資家の不信を招き、他企業全体の資金調達に影響を及ぼしかねない状況を作り出しているからである。

Knightは、上記の一般的な信念を確保するには、第1に、多様化した集団がそれぞれ共通して相互作用を生み出すべき形式的規則はいかなるものか、意見交換する機会を提供すべきであると述べる⁴²⁾。つまり、規則の設定過程において、利害関係者の意思の表明と参加を促すような形式的な手続きを確保し、その結果、集団間における利害を解消する効果的な社会規範が生み出される可能性を増加させる状況を生み出すことが望ましい⁴³⁾。すなわち、全ての利害関係者に共通する社会的価値を追求しようとするのではなく、むしろ形式的な「規則」の設定の手

37) Tuomela (1995), p. 13. 社会的規範は、概念により表現されるというよりは、例示によって示される。

38) Davis (2002), pp. 12-13.

39) Knight (2001), p. 362.

40) Knight (2001), p. 362.

41) Knight (2001), p. 354.

42) Knight (2001), p. 370.

43) Knight (2001), p. 371.

続きに関する十分なコンセンサスを得ることにより、副次的に社会的価値を生み出す状況こそが望ましいという立場である⁴⁴⁾。

Knightの主張は、会計制度、特に会計基準の体系を支える信頼を維持するための利害関係者に受容され得る会計基準設定手続の重要性を示唆している。すなわち、誰が見ても公正に会計基準が設定されているのであれば、会計制度を濫用した悪質な利益操作や粉飾が規範により排除され、蔓延し続けることは避けられるのではないかという含意が見られる。この主張は、Shapiro (1997) の提示する制度的正統性に関する主張と共通点を有する。Shapiro (1997) によれば、会計基準設定機関が制度的正統性を獲得するには、「十分な権威」、「実質的デュープロセス」および「手続的デュープロセス」3要素が重要である。

第1に、「十分な権威」とは、会計基準設定機関が独立して会計基準を設定する権限を与えられているかどうかである。これには、政府からの助言や影響に左右されない基準設定機関の独立性や中立性が重要となる。第2に、「実質的デュープロセス」とは、基準設定機関が、設定する全てのルールに関して妥当な根拠を示して正当化し、合理性を提示しているかどうかである。第3に、「手続的デュープロセス」とは、全ての利害関係者が基準設定に対して自身の意見を提示し、基準設定に参加できるような機会を提供されているかどうかである。効果的な手続的デュープロセスは、利害関係者に基準設定への参加の機会が存在することを周知徹底し、定期的に意見を表明する機会を提供することにより達成される。

Shapiro (1997) によれば、これら3条件を満たすことにより、制度的正統性が確保される。果たしてわが国ではどうであろうか。次節で

は、わが国における民間の会計基準設定機関として2001年に設立された企業会計基準委員会(ASBJ)のこれまでの活動に関して、上記3条件の観点から若干の考察を加えることにしたい。

6 ASBJのこれまでの会計基準設定

第1に「十分な権威」に関して、ASBJは2001年にプライベート・セクターとして設立され、金融庁の企業会計審議会から会計基準設定業務を実質的に移されている。重要なのは、ASBJが民間機関として政府からの影響を受けずに、どれだけ独立して基準設定に取り組んでいるかであろう⁴⁵⁾。平成13年度から平成16年度までにおける金融庁が公表してきた会計基準の整備・改善に関する政策に関するコメントによれば、金融庁はASBJの各基準の設定に際してオブザーバーを参加させ、基準設定を促している⁴⁶⁾。このオブザーバーがいかなる影響力を有しているかは不明である。しかしながら、ASBJが設定する基準に関して、金融庁の平成13および14年度のコメントによれば、「財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表された「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」を証券取引法における一般に認められる企業会計基準として取り扱うこととしました。」という但し書きが示されていたが、平成15年度以降は「ASBJの主体的な取り組みを促し、支援する」という文面に変更されている。表面的な変更ではあるが、金融庁の態度が、ASBJの業務を最終的にチェックするという態度から、影からバックアップするという態度へと徐々に移行したと伺える。

44) Knight (2001)は信頼概念の普遍性を重視して議論を展開しているが、例えばケーススタディのようにコンテキストをより限定すれば社会的価値等を見出す可能性は高まると思われる。

45) 例えば米国では、政府が2004年にストック・オプションの公正価値測定を禁じた「ストック・オプション会計法(連邦議会法3574)」を策定し、FASBの基準設定に介入したことから、様々なところで反響を呼んでいる。詳しくはFaber et al. (forthcoming)を参照されたい。

46) 当該資料は金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp>) から検索・入手可能である。

第2に、実質的デュープロセスに関して、ASBJは設定した各基準の冒頭に基準の目的を明記し、後半では結論の背景を明記している。これは、利害関係者に対して基準設定の理由や正当性・合理性を与える上で非常に有用であると考えられる。また、会員向けではあるが議事録を公表し、設定過程の流れが把握できるようになっている。

第3に、手続的デュープロセスに関して、利害関係者の会計基準設定に対する参加を検討する。ASBJは、各テーマ別に審議を行った結果、「会計基準」、「適用指針」、「実務対応報告」に加えて、「論点整理」について必要に応じて公開草案を起草し、委員現在数の5分の3以上の多数をもって議決された場合には、当該公開草案を公表すると同時に利害関係者からの意見を募集し、後の審議の検討材料としている。ASBJは、一般からの意見に対して直接回答することは原則として行わないと明言しており、公開草案に対しコメントレターを提出し意見を表明するのが、利害関係者にとって基準設定に参加する貴重な機会となる。設定された基準に対して寄せられたコメントレターはウェブサイト上で公表されており、閲覧することができる。

そこで、2006年11月までにASBJに寄せられて公表されているコメントレターを数と属性の観点から分析した。まず数に関して、「会計基準」に対し寄せられたコメントレターの総数が142、「会計基準適用指針」に118、「実務対応報告」には144寄せられ、「論点整理」には45寄せられている。対応する1公開草案当たりのコメント数はそれぞれ、12.9、10.2、7.6であり、コメントレターが唯一公表されている固定資産の減損に関する「論点整理」を除けば、「実務対

応報告」および「会計基準適用指針」よりも「会計基準」への利害関係者の関心が高く、細かな実務的処理よりもより一般的な基準に対する強い関心が伺える。

次に属性に関して、Mezias and Chung (1989)を参考に、その属性ごとに個人と団体を大きく区別せず、①財務諸表作成者（産業界）、②公認会計士もしくは監査法人、③規制監督機関もしくは政府機関、④学術界、⑤アナリストもしくは資本提供者、⑥その他個人に分類する。証券会社や銀行などからのコメントレターは主に⑤に分類し、その他一般企業は①に分類した。また①には、該当する企業が集まって組織された協会等も含めた。産業経理協会のように公認会計士や学者の複数が連名でコメントを提出している場合は、それぞれの属性に関して複数カウントした。

以下の表2に示した結果によれば、最も多くコメントを提出しているのは、公認会計士や監査法人であり、「会計基準」、「適用指針」、「実務対応報告」それぞれ全てにおいて高い割合を占めている。次いで多いのが、一般企業を中心とする財務諸表作成者からのコメントであり、コメント全体の3割近くを占める。ASBJに寄せられたコメントの7割近くが、公認会計士もしくは一般企業に属する人々から寄せられたものであった。3番目に多いのが金融機関や証券アナリストに属する人々であるが、財務諸表作成者の割合の半分にも満たない。また、学術会からのコメントの割合は相当低く、全体の4%程度であった。

また、表3はそれぞれの利害関係者が提出したコメントレター数を、米国においてFASB設立以降から1987年12月までに公表された公開草

表2 ASBJにコメントレターを提出した利害関係者の属性

	①財務諸表作成者	②公認会計士・ 監査法人	③規制監督機関・ 政府機関	④学術界	⑤アナリスト・ 資本提供者	⑥その他個人
会計基準	34	69	3	12	19	15
適用指針	35	53	6	6	17	9
実務対応	48	57	6	1	17	17
論点整理	16	14	6	0	4	5
合計	133	193	21	19	57	46

表3 1 公開草案当たりに寄せられたコメントレター数の日米比較

利害関係者の属性	FASB に対して寄せられた 1 公開草案当たりのコメント数	ASBJ に対して寄せられた 1 公開草案当たりのコメント数
財務諸表作成者	82.62	3.17
公認会計士／監査法人	18.68	4.60
規制監督・政府機関	2.63	0.48
学术界	1.85	0.45
証券アナリスト／資本提供者	2.84	1.36
合計	108.62	10.06

案91に対するコメントレター分析したMezias and Chung (1989) の結果と対比したものである。表3を見れば、公開草案に寄せられているコメントレターが、米国と比較していかに少ないかがわかるだろう。特に財務諸表作成者である産業界からの参加の度合いが極端に少ない。しかしながら、結果の解釈に関して、ASBJが設立後間も無く未だ社会に浸透していない点に加えて、本稿では「会計基準」のみならず「適用指針」や「実務対応報告」といった実務上の細かな基準に関する公開草案を取り上げた点を注意する必要があるだろう。

以上、ASBJのこれまでの会計基準設定に関して、大まかではあるが制度的正統性の側面から考察した。十分な権威および実質的デュープロセスに関しては、特段大きな問題はないように思われる。しかしながら、手続的デュープロセスに関して、利害関係者の参加の度合いの低さが懸念される場所である。

7 むすびに代えて

本稿は、わが国でも会計不信が問題視されつつある状況に鑑み、会計情報における主観と客観をめぐる対立軸に対する考察を加え、信頼としての間主観性の関点から、わが国における会計基準設定を考察した。まず、これまでの先行研究を分析した結果、会計情報の主観と客観をめぐる対立軸は、最終的には反映すべき客観的実体が存在するかどうかの存在論的議論に集約される。本稿では、特に多様な企業を対象として、ひろく利害関係者に影響を与える規制が必要な財務会計においては、ある程度客観的な実体が存在することを前

提とするのが望ましいという立場を明らかにした。その上で、会計における真実や実体は完全に客観的に反映されるのではなく、間主観性によって構成され得る点を指摘した。さらに本稿では、間主観性の大枠を捉えようと試み、明文化される規則と暗黙的な社会的価値との間の相互作用から成る間主観性を浮き彫りにし、社会的価値としての信頼と制度の関係を探った。本稿では特に制度設計に関して、一般的な信頼に完全に依拠するよりも、形式的な規則の設定過程において十分な意見の交換を重ね、その上で補足的に社会的価値の効力に頼ることが望ましいと指摘した。当該知見は、会計不信が蔓延する会計制度設計にも示唆を与えるものと思われる。すなわち、会計制度設計においても慎重なデュープロセス、つまり基準セッターが設定される各基準の十分な正当性と合理性を提供し、かつ全ての利害関係者が主張を提供し、基準設定に影響を与える機会を十分に与えていくことがこれまで以上に重要になると考えられる。わが国ASBJによる会計基準設定に関しても、利害関係者の参加の度合いの低さを検討する必要があるのではないだろうか。

最後に、本稿は社会的制度を構成する社会的価値に関して、主に基準設定の手続的側面を重視した信頼概念に基づく主張を展開した。しかし、実際には会計基準をはじめとした社会的制度の多くは、本稿で示した「規則（規則的規範）」と「社会的価値（社会的規範）」の様々な相互作用により構成されるだろう。分析のコンテキストを絞ることにより、その相互作用をある程度は浮き彫りにすることができると思われる。これについては今後の課題とすることにした。

参考文献

- Cook, K. S. (2001), *Trust in Society*, Russell Sage Foundation, New York.
- Davis, J. B. (2002), "Collective Intentionality and Individual Behavior," in Fullbrook (ed.) (2002), pp. 11-27.
- Faber, D. B. (2007), "Congressional Intervention in the Standard Setting Process: An Analysis of the Stock Option Accounting Reform Act of 2004," *Accounting Horizons*, forthcoming.
- Fullbrook, E. (2002), *Intersubjectivity in Economics*, Routledge, London.
- Giroux, G. (2004), *Detecting Earnings Management*, John Wiley & Sons, Hoboken.
- Healy, P. M. and Palepu, K. G. (2003), "The Fall of Enron," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 17, No. 2, pp. 3-26.
- Hines, R. (1988), "Financial Accounting: In Communicating Reality, We Construct Reality," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 13, No. 3, pp. 251-261.
- Johnson, S. B. and Solomons, D. (1984), "Institutional Legitimacy and the FASB," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 3, pp. 165-183.
- Knight, J. (2001), "Social Norms and the Rule of Law: Fostering Trust in a Socially Diverse Society," in Cook (2001).
- Leuz, C., Pfaff, D. and Hopwood, A. (eds.) (2004), *The Economics and Politics of Accounting*, Oxford University Press, New York.
- Macintosh, M. B., Shearer, T., Thornton, D. B. and Welker, M. (2000), "Accounting as Simulacrum and Hyperreality: Perspectives on Income and Capital," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 25, No. 1, pp. 13-50.
- Mattessich, R. (1991), "Social Reality and the Measurement of Its Phenomena," *Advances in Accounting*, Vol. 9, pp. 3-17.
- Mattessich, R. (1995), "Conditional-Normative Accounting Methodology: Incorporating Value Judgments and Means-End Relations of Applied Science," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 20, No. 4, pp. 259-284.
- Mattessich, R. (2003), "Accounting Representation and the Onion Model of Reality: A Comparison with Baudrillard's Orders of Simulacra and His Hyperreality," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 28, No. 5, pp. 443-470.
- McBarnet, D. and Whelan, C. (1999), *Creative Accounting and the Cross Eyed Javelin Thrower*, John Wiley & Sons Ltd., New York.
- McKernan, J. F. (2007), "Objectivity in Accounting," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 32, No. 1-2, pp. 155-180.
- McSweeney, B. (1997), "The Unbearable Ambiguity of Accounting," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 22, No. 7, pp. 691-712.
- Mezias, S. J. and Chung, S. (1989), *Due Process and Participation at the FASB-A Study of the Comment Period*, Financial Executive Research Foundation: New Jersey.
- Morgan, G. (1988), "Accounting as Reality Construction: Towards a New Epistemology for Accounting Practice," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 13, No. 5, pp. 477-485.
- Mouck, T. (2003), "Institutional Reality, Financial Reporting and the Rules of the Game," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 29, No. 5-6, pp. 524-541.
- Ordelheide, D. (2004), "The Politics of Accounting: A Framework," in Leuz et al. (eds.) (2004), pp. 269-284.
- Powers, W. C., Raymond, S.T. and Herbert, S. W. (2002), *Report of Investigation by the Special Investigate Committee of the Board of Directors of Enron Corp*, February.
- Psaros, J. and Trotman, K. T. (2004), "The Impact of the Type of Accounting Standards on Preparers' Judgments," *ABACUS*, Vol. 40, No. 1, pp. 76-93.
- Searle, J. (1995), *The Construction of Social Reality*, The Free Press, New York.
- Securities Exchange Commission (SEC) (2003), *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, July 25.
- Shapiro, B. P. (1997), "Objectivity, Relativism, and Truth in External Financial Reporting: What's really at Stake in Disputes?" *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 22, No. 2, pp. 165-185.
- Swartz, M. and Watkins, S. (2003), *Power Failure: The Inside Story of the Collapse of Enron*, Doubleday, New York (酒井泰介訳 (2003), 『エンロン内部告発者』ダイヤモンド社).
- Tinker, T. (1991), "The Accountant as Partisan," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 16, No. 3, pp. 297-310.
- Tuomela, R. (1995), *The Importance of Us-A Basic Philosophical Study of Basic Social Notions*, Stanford University Press, Stanford.
- Tuomela, R. (2002), *The Philosophy of Social Practices-a Collective Acceptance View*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Tuomela, R. (2003), "Collective Acceptance, Social Institutions, and Social Reality," *American Journal of Economics and Sociology*, Vol. 62, No. 1, pp. 123-166.
- 岡本紀明 (2006), 「財務会計における実質の構成—理論的枠組みの探究」『流通経済大学論集』第41巻第2号, 1-16頁。
- 澤邊紀生 (2005), 『会計改革とリスク社会』岩波書店。